○内閣府告示第四百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　水戸市

二　構造改革特別区域の名称　元気都市・水戸ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　水戸市の全域

○内閣府告示第四百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　土浦市

二　構造改革特別区域の名称　土浦市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　土浦市の全域

○内閣府告示第四百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第二百八十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　常陸太田市

二　構造改革特別区域の名称　常陸太田市金砂郷幼保一体的運営特区

三　構造改革特別区域の範囲　常陸太田市の区域の一部（旧金砂郷町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第五百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　ひたちなか市

二　構造改革特別区域の名称　ひたちなか市ＩＣＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　ひたちなか市の全域

○内閣府告示第四百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　前橋市

二　構造改革特別区域の名称　前橋市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　前橋市の全域

○内閣府告示第四百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高崎市

二　構造改革特別区域の名称　高崎市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　高崎市の全域

○内閣府告示第四百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　群馬県邑楽郡明和町

二　構造改革特別区域の名称　子供たちを地元産食材で育てる特区

三　構造改革特別区域の範囲　群馬県邑楽郡明和町の全域

○内閣府告示第四百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　埼玉県

二　構造改革特別区域の名称　埼玉県はばたくＩＴ人材特区

三　構造改革特別区域の範囲　埼玉県の全域

○内閣府告示第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

二　構造改革特別区域の名称　ちばｅビジネス振興・ＩＴ基盤人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域

○内閣府告示第四百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　勝浦市

二　構造改革特別区域の名称　安全で安心な給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　勝浦市の全域

○内閣府告示第四百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都台東区

二　構造改革特別区域の名称　台東ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都台東区の全域